

◎畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案

○畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付（第三条）</p> <p>第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付</p> <p>第一節 生産者補給交付金等の交付（第四条―第九条）</p> <p>第二節 集送乳調整金の交付（第十条―第十六条）</p> <p>第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置（第十七条―第二十六条）</p> <p>第五章 雑則（第二十七条―第三十条）</p> <p>第六章 罰則（第三十一条―第三十四条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、主要な家畜又は畜産物について、交付金若しくは生産者補給交付金等の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産物の需給の安定等を通じた畜産経営の安定を図り、もつて畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し、併せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 指定食肉等の価格の安定に関する措置（第三条―第十条）</p> <p>第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付</p> <p>第一節 生産者補給交付金等の交付（第十一条―第十六条）</p> <p>第二節 集送乳調整金の交付（第十七条―第二十三条）</p> <p>第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置（第二十四条―第三十三条）</p> <p>第五章 雑則（第三十四条―第三十七条）</p> <p>第六章 罰則（第三十八条―第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、主要な畜産物について、価格の安定又は生産者補給交付金等の交付に関する措置を講ずることにより、畜産物の需給の安定等を通じた畜産経営の安定を図り、もつて畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し、併せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。</p>

(定義)

第二条 この法律において「肉用牛」とは、政令で定める月齢以上の肉用牛をいい、「肉豚」とは、種豚以外の豚をいう。

2・3 (略)

4 (略)

一 (略)

イ 生乳受託販売（委託を受けて行う生乳の乳業者（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条第二項の乳業を行う者をいう。ロ及び次号において同じ。）に対する販売又は委託を受けて行う生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売をいい、生乳生産者団体（生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。第十条第三項及び第十二条第一項において同じ。）が行う場合にあつては、当該生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会に対するこれらの委託を含む。以下同じ。）

ロ (略)

二・三 (略)

(定義)

第二条 この法律において「食肉」とは、食用に供される家畜の肉をいい、「指定食肉」とは、豚肉、牛肉その他政令で定める食肉であつて、農林水産省令で定める規格に適合するものをいう。

2・3 (略)

4 (略)

一 (略)

イ 生乳受託販売（委託を受けて行う生乳の乳業者（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条第二項の乳業を行う者をいう。ロ及び次号において同じ。）に対する販売又は委託を受けて行う生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売をいい、生乳生産者団体（生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。第十七条第三項及び第十九条第一項において同じ。）が行う場合にあつては、当該生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会に対するこれらの委託を含む。以下同じ。）

ロ (略)

二・三 (略)

第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合には、肉用牛又は肉豚の生産者であつて次の各号のいずれにも該当するものに対し、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため
の交付金（以下この条及び第三十一条において「交付金」という。）を交付することができる。

一 次のいずれにも該当する積立金（次項及び第三項において「積立金」という。）の積立てに要する負担金を支出しているものであること。

イ 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合における肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するためのものであること。

ロ 肉用牛又は肉豚の生産者に対する支払に充てられるものであつて、交付金が交付される場合にその支払が行われるものであること。

ハ 積立ての額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

第二章 指定食肉等の価格の安定に関する措置

（安定価格の決定）

第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該年度の開始前に、指定食肉の安定基準価格及び安定上位価格（以下「安定価格」という。）を定めるものとする。

2 安定価格は、政令で定める主要な消費地域に所在する中央卸売市場における売買価格について定めるものとする。

3 安定基準価格は、その額を下回つて指定食肉の価格が低落することを防止することを目的として定めるものとし、安定上位価格は、その額を超えて指定食肉の価格が騰貴することを防止することを目的として定めるものとする。

4 安定価格は、指定食肉（当該家畜を含む。）の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、その再生産を確保することを旨として定めるものとする。

5 農林水産大臣は、安定価格を定めようとするときは、あらかじめ食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

6 農林水産大臣は、安定価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

二 其他交付金の適正かつ効果的な交付のための農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

2 交付金の額は、農林水産省令で定める期間ごと及び肉用牛又は肉豚の生産者ごとに、肉用牛又は肉豚の標準的生産費と標準的販売価格との差額に、肉用牛又は肉豚の再生産を確保することを旨として農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、肉用牛又は肉豚（積立金の対象とされているものに限る。）であつて当該期間内に当該生産者が販売したことにつき機構が農林水産省令で定めるところにより確認をしたものの品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た額を合算した額とする。

3 積立金から肉用牛又は肉豚の生産者に対し支払われる額は、交付金の額から控除するものとする。

4 第一項及び第二項に規定する「標準的販売価格」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な販売価格として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいい、第一項及び第二項に規定する「標準的生産費」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な生産費として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいう。

(削る)

第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

第四条〜第十条

(略)

第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

第一節 生産者補給交付金等の交付

第四条 (略)

(年間販売計画の作成等)

第五条 (略)

2 (略)

一 第一号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項

イ 二 (略)

ホ 第九条第一項の規定による生産者補給金の交付の業務の内

容

へ (略)

二・三 (略)

3 〽 8 (略)

第六条 (略)

(生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の認定等)

第七条 農林水産大臣(第五条第七項の規定による都道府県知事への通知があつた場合にあつては、当該都道府県知事。次項において同じ。)は、当該会計年度において、政令で定めるところにより、政令で定める期間ごと及び同条第三項の規定による通知をした対

第一節 生産者補給交付金等の交付

第十一条 (略)

(年間販売計画の作成等)

第十二条 (略)

2 (略)

一 第一号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項

イ 二 (略)

ホ 第十六条第一項の規定による生産者補給金の交付の業務の内

内容

へ (略)

二・三 (略)

3 〽 8 (略)

第十三条 (略)

(生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の認定等)

第十四条 農林水産大臣(第十二条第七項の規定による都道府県知事への通知があつた場合にあつては、当該都道府県知事。次項において同じ。)は、当該会計年度において、政令で定めるところにより、政令で定める期間ごと及び同条第三項の規定による通知を

象事業者ごとに、当該対象事業者が当該期間内に取り扱った生乳の数量のうち生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量を認定するものとする。

2・3 (略)

(生産者補給金の単価)

第八条 (略)

2 (略)

3 第六条第二項から第六項までの規定は、生産者補給金の単価について準用する。

第九条 (略)

第二節 集送乳調整金の交付

(第一号対象事業者の指定)

第十条 都道府県知事(第五条第二項第一号口の地域が一の都道府県の区域を超える第一号対象事業者の場合にあつては、農林水産大臣。第十二条第二項並びに第十三条第一項及び第二項において同じ。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる第一号対象事業者を、その申請により、指定事業者として指定することができる。

した対象事業者ごとに、当該対象事業者が当該期間内に取り扱った生乳の数量のうち生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量を認定するものとする。

2・3 (略)

(生産者補給金の単価)

第十五条 (略)

2 (略)

3 第十三条第二項から第六項までの規定は、生産者補給金の単価について準用する。

第十六条 (略)

第二節 集送乳調整金の交付

(第一号対象事業者の指定)

第十七条 都道府県知事(第十二条第二項第一号口の地域が一の都道府県の区域を超える第一号対象事業者の場合にあつては、農林水産大臣。第十九条第二項並びに第二十条第一項及び第二項において同じ。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる第一号対象事業者を、その申請により、指定事業者として指定することができる。

一 (略)

二 定款その他の基本約款において、生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しが年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、第五条第二項第一号の地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んではならない旨が定められていること。

三・四 (略)

五 第十三条第一項又は第二項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。

2 前項の申請には、農林水産省令で定めるところにより、定款その他の基本約款及び業務規程を添付しなければならない。

3 生乳生産者団体は、第一項の申請をする場合には、あらかじめ、その申請及び業務規程につき、総会の議決を経なければならない。

第十一条・第十二条 (略)

(指定の解除)

第十三条 (略)

一 第十条第一項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれか

一 (略)

二 定款その他の基本約款において、生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しが年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、第十二条第二項第一号の地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んではならない旨が定められていること。

三・四 (略)

五 第二十条第一項又は第二項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。

2 前項の申請には、農林水産省令で定めるところにより、定款その他の基本約款及び業務規程を添付しなければならない。

3 生乳生産者団体は、第一項の申請をする場合には、あらかじめ、その申請及び業務規程につき、総会の議決を経なければならない。

第十八条・第十九条 (略)

(指定の解除)

第二十条 (略)

一 第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれ

に該当しないこととなつたとき。

二・三 (略)

2 (略)

一 第十条第一項第一号の要件に該当しないこととなつたとき。

二 第十条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その指定に係る地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んだとき。

三 (略)

3 第十一条の規定は、前二項の規定による指定の解除について準用する。

第十四条 (略)

(集送乳調整金の金額等)

第十五条 機構は、第七条第一項の政令で定める期間ごと及び指定事業者ごとに、同条第二項の規定による通知に係る数量に、次項の規定により定められる集送乳調整金の単価を乗じて得た額を、集送乳調整金として、交付するものとする。

2 (略)

かに該当しないこととなつたとき。

二・三 (略)

2 (略)

一 第十七条第一項第一号の要件に該当しないこととなつたとき。

二 第十七条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その指定に係る地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んだとき。

三 (略)

3 第十八条の規定は、前二項の規定による指定の解除について準用する。

第二十一条 (略)

(集送乳調整金の金額等)

第二十二条 機構は、第十四条第一項の政令で定める期間ごと及び指定事業者ごとに、同条第二項の規定による通知に係る数量に、次項の規定により定められる集送乳調整金の単価を乗じて得た額を、集送乳調整金として、交付するものとする。

2 (略)

3 第六条第二項から第六項までの規定は、集送乳調整金の単価について準用する。

第十六条 (略)

第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置

第十七条～第十九条 (略)

(輸入に係る指定乳製品等の売戻し)

第二十条 機構は、第十八条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さなければならぬ。

2 機構は、前項の規定による売戻しをするため、第十八条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定乳製品等を買戻さなければならぬ旨の条件を付することができる。

3 機構は、第十八条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

3 第十三条第二項から第六項までの規定は、集送乳調整金の単価について準用する。

第二十三条 (略)

第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置

第二十四条～第二十六条 (略)

(輸入に係る指定乳製品等の売戻し)

第二十七条 機構は、第二十五条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さなければならぬ。

2 機構は、前項の規定による売戻しをするため、第二十五条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定乳製品等を買戻さなければならぬ旨の条件を付することができる。

3 機構は、第二十五条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額)

第二十一条 (略)

2 第十八条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定乳製品等につき、前項の規定により加算する額を減額することができる。

(準用)

第二十二条 前三条の規定は、第十八条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準用する。この場合において、第十九条中「輸入申告をすべき価額」とあるのは、「農林水産省令で定める価額」と読み替えるものとする。

(指定乳製品等の売渡し)

第二十三条・第二十四条 (略)

(指定乳製品等の売渡しをしない場合)

第二十五条 機構は、次の場合には、第二十三条の規定による売渡しをしないものとする。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額)

第二十八条 (略)

2 第二十五条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定乳製品等につき、前項の規定により加算する額を減額することができる。

(準用)

第二十九条 前三条の規定は、第二十五条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準用する。この場合において、第二十六条中「輸入申告をすべき価額」とあるのは、「農林水産省令で定める価額」と読み替えるものとする。

(指定乳製品等の売渡し)

第三十条・第三十一条 (略)

(指定乳製品等の売渡しをしない場合)

第三十二条 機構は、次の場合には、第三十条の規定による売渡しをしないものとする。

- 一 第二十三条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。
- 二 第二十三条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。
- 三 (略)

第二十六条 (略)

第五章 雑則

(財務大臣との協議)

第二十七条 農林水産大臣は、第三条第一項各号、第二項若しくは第四項又は第二十四条各号の農林水産省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第二十八条 (略)

(報告及び検査)

第二十九条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肉用牛若しくは肉豚の生産者（これらの者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。）に対し、肉用牛若しくは肉豚の生産費若しくは販売価格その他必要な事項に関し報告をさせ、又

- 一 第三十条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。
- 二 第三十条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。
- 三 (略)

第三十三条 (略)

第五章 雑則

(財務大臣との協議)

第三十四条 農林水産大臣は、第五条第三項、第八条各号又は第三十一条各号の農林水産省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第三十五条 (略)

(報告及び検査)

第三十六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定食肉若しくは鶏卵等の生産者（指定食肉に係る家畜の生産者を含む。）、販売業者若しくは輸入業者（これらの者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。）に対し、指定食肉若し

はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、加工原料乳若しくは特定乳製品の生産者若しくは販売業者若しくは指定乳製品等の輸入業者（これらの者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。）に対し、生乳の処理若しくは加工の数量若しくは指定乳製品等の輸入価格その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、と畜場法（昭和二十八年法律第一百四十四号）第三条第二項に規定すると畜場（肉用牛又は肉豚に係るものに限る。）の設置者若しくは管理者又は肉用牛若しくは肉豚の生産者からその生産した肉用牛若しくは肉豚（牛肉又は豚肉を含む。）の販売の委託若しくは売渡しを受けた者（その者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。）に対し、肉用牛又は肉豚の生産費（と畜に係るものに限る。）、肉用牛又は肉豚（牛肉又は豚肉を含む。）の販売価格その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

くは鶏卵等の生産費、販売価格若しくは在庫量その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、加工原料乳若しくは特定乳製品の生産者若しくは販売業者若しくは指定乳製品等の輸入業者（これらの者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。）に対し、生乳の処理若しくは加工の数量若しくは指定乳製品等の輸入価格その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

（新設）

4| 第一項及び第二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5| 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事務の区分)

第三十条 第七条第一項及び第二項、第十条第一項、第十一条第一項（第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第二項、第十三条第一項及び第二項並びに前条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六章 罰則

第三十一条 偽りその他不正の手段により機構から交付金又は生産者補給金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。

第三十二条 第五条第八項若しくは第二十九条第一項から第三項ま

3| 前二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事務の区分)

第三十七条 第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第二項、第二十条第一項及び第二項並びに前条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六章 罰則

第三十八条 偽りその他不正の手段により機構から生産者補給金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。

第三十九条 第十二条第八項若しくは第三十六条第一項若しくは第

での規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 (略)

第三十四条 第十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

第十条及び第十一条 削除

二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十条 (略)

第四十一条 第十九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(指定市場)

第十条 当分の間、中央卸売市場以外の市場であつて、農林水産大臣の指定するものは、第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定の適用については、中央卸売市場とみなす。

第十一条 削除

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>イ 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>ニ ハの業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。</p> <p>ホ ニの業務に伴う指定乳製品等の保管を行うこと。</p> <p>ヘ （略）</p> <p>二 畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>イ 指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。</p> <p>ロ イの業務に伴う指定食肉の保管を行うこと。</p> <p>ハ 農林水産省令で定めるところにより、畜産経営の安定に関する法律第五条第一項又は第二項の認定を受けた指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費について補助すること。</p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>ヘ ホの業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。</p> <p>ト ヘの業務に伴う指定乳製品等の保管を行うこと。</p> <p>チ （略）</p> <p>二 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。</p>

三〇七 (略)

(区分経理等)

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十条第一号イの業務、同条第二号の業務、同条第六号の業務（畜産物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務

二 第十条第一号ロからハまでの業務及びこれらに附帯する業務

三〇五 (略)

2 (略)

(長期借入金)

第十四条 機構は、第十条第一号ハからヘまでの業務に必要な費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金を行うことができる。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十条第一号ロ、第二号、第三号ハ及び第四号の規定により機構が交付する

三〇七 (略)

(区分経理等)

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十条第一号イからハまでの業務、同条第二号の業務、同条第六号の業務（畜産物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務

二 第十条第一号ニからチまでの業務及びこれらに附帯する業務

三〇五 (略)

2 (略)

(長期借入金)

第十四条 機構は、第十条第一号イ、ロ及びホからチまでの業務に必要な費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金を行うことができる。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十条第一号ハの規定により機構が交付する補助金、同号ニの規定により機

補助金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条第一項及び第二項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（財務大臣との協議）

第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十条第二号又は第四号の農林水産省令を定めようとするとき。

二・三 (略)

構が交付する生産者補給交付金及び集送乳調整金並びに同条第二号、第三号ハ及び第四号の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条第一項及び第二項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（財務大臣との協議）

第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十条第一号ハ、第二号又は第四号の農林水産省令を定めようとするとき。

二・三 (略)

改正案

現行

（生活関連物資の減税又は免税）

（生活関連物資の減税又は免税）

第十二条（略）

第十二条（略）

（削る）

2| 食料品、衣料品その他の国民生活との関連性が高い貨物（前項に規定するものを除く。）で輸入されるものについて、その輸入価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあり、かつ、国民生活の安定のため緊急に必要な場合において、その輸入がこれと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に相当の損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。

2| 前項の規定は、輸入される豚肉について準用する。この場合において、同項第一号中「高価であるとき」とあるのは、「高価であり、かつ、政令で定める規格の豚肉の国内卸売価格が畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）第三条第一項の規定により当該豚肉について定められている同項第三号の安定上位価格をこえて騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められるとき」と読み替えるものとする。

3| 食料品、衣料品その他の国民生活との関連性が高い貨物（前二項に規定するものを除く。）で輸入されるものについて、その輸入価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあり、かつ、国民生活の安定のため緊急に必要な場合において、その輸入がこれと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に相当の損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第六条関係）

改正案

現行

（傍線部分は改正部分）

<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
法律	事務	法律	事務
<p>（略）</p> <p>畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）</p>	<p>（略）</p> <p>第七條第一項及び第二項、第十條第一項、第十一條第一項（第十三條第三項において準用する場合を含む。）、第十二條第二項、第十三條第一項及び第二項並びに第二十九條第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>（略）</p> <p>畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）</p>	<p>（略）</p> <p>第十四條第一項及び第二項、第十七條第一項、第十八條第一項（第二十條第三項において準用する場合を含む。）、第十九條第二項、第二十條第一項及び第二項並びに第三十六條第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

○関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税） 第七条の三（略）</p> <p>2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 関税定率法別表第〇四〇二・一〇号の一及び二の（二）、第〇四〇二・二一号の一及び二の（二）、第〇四〇二・二九号並びに第〇四〇二・九九号の一の（二）及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第〇四〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ並びに同表第〇四〇五・一〇号、第〇四〇五・二〇号及び第〇四〇五・九〇号に掲げるミルクから得たバターその他の油脂及びデリースプレッドのうち、独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）<u>第十七条第一項</u>に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>三〇六（略）</p> <p>三〇八（略）</p>	<p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税） 第七条の三（略）</p> <p>2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 関税定率法別表第〇四〇二・一〇号の一及び二の（二）、第〇四〇二・二一号の一及び二の（二）、第〇四〇二・二九号並びに第〇四〇二・九九号の一の（二）及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第〇四〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ並びに同表第〇四〇五・一〇号、第〇四〇五・二〇号及び第〇四〇五・九〇号に掲げるミルクから得たバターその他の油脂及びデリースプレッドのうち、独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）<u>第二十四条第一項</u>に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>三〇六（略）</p> <p>三〇八（略）</p>

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八
条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法別表 の番号	品名	税率
〇四・〇二 〇四〇二・一〇	(略)	
	一 砂糖を加えたもの	
	㊦ 独立行政法人農畜産業振 興機構が畜産経営の安定 に関する法律第一七条第 一項に規定する数量の範 囲内で輸入するもの及び 同条第二項に規定する農 林水産大臣の承認を受け て輸入するもの	三五%
	㊧ (略)	
	二 (略)	
	く (略)	
	… その他のもの	
	㊦ 独立行政法人農畜産業	二五%

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八
条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法別表 の番号	品名	税率
〇四・〇二 〇四〇二・一〇	(略)	
	一 砂糖を加えたもの	
	㊦ 独立行政法人農畜産業振 興機構が畜産経営の安定 に関する法律第二四条第 一項に規定する数量の範 囲内で輸入するもの及び 同条第二項に規定する農 林水産大臣の承認を受け て輸入するもの	三五%
	㊧ (略)	
	二 (略)	
	く (略)	
	… その他のもの	
	㊦ 独立行政法人農畜産業	二五%

〇四〇二・二二

振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条 第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

㊦ (略)

二五%

(略)

一 (略)

＜ 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条 第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

三〇%

∴ その他のものうち独

三〇%

〇四〇二・二二

振興機構が畜産経営の安定に関する法律第二四条 第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

㊦ (略)

二五%

(略)

一 (略)

＜ 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第二四条 第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

三〇%

∴ その他のものうち独

三〇%

立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に
関する法律第一七条第一
項に規定する数量の範囲
内で輸入するもの及び同
条第二項に規定する農林
水産大臣の承認を受けて
輸入するもの

二 その他のもの

く (略)

… その他のもの

㊦ 立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

㊦ (略)

無税

二五%

二五%

立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に
関する法律第二四条第一
項に規定する数量の範囲
内で輸入するもの及び同
条第二項に規定する農林
水産大臣の承認を受けて
輸入するもの

二 その他のもの

く (略)

… その他のもの

㊦ 立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第二四条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

㊦ (略)

無税

二五%

二五%

〇四〇二・二九

その他のもの

一 (略)

く 脂肪分が全重量の三

〇%以下のものうち

独立行政法人農畜産業振

興機構が畜産経営の安定

に関する法律第一七条第

一項に規定する数量の範

囲内で輸入するもの及び

同条第二項に規定する農

林水産大臣の承認を受け

て輸入するもの

… その他のものうち

独立行政法人農畜産業振

興機構が畜産経営の安定

に関する法律第一七条第

一項に規定する数量の範

囲内で輸入するもの及び

同条第二項に規定する農

林水産大臣の承認を受け

て輸入するもの

三〇%

三〇%

〇四〇二・二九

その他のもの

一 (略)

く 脂肪分が全重量の三

〇%以下のものうち

独立行政法人農畜産業振

興機構が畜産経営の安定

に関する法律第二四条第

一項に規定する数量の範

囲内で輸入するもの及び

同条第二項に規定する農

林水産大臣の承認を受け

て輸入するもの

… その他のものうち

独立行政法人農畜産業振

興機構が畜産経営の安定

に関する法律第二四条第

一項に規定する数量の範

囲内で輸入するもの及び

同条第二項に規定する農

林水産大臣の承認を受け

て輸入するもの

三〇%

三〇%

二 その他のもの	く 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 <u>第一七条</u> <u>第一項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの … (略) その他のもの	三五%
○四〇二・九一 ○四〇二・九九	(略) その他のもの 一 (略) … その他のものうち 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 <u>第一七条</u> <u>第一項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の	三〇%

二 その他のもの	く 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 <u>第二四条</u> <u>第一項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの … (略) その他のもの	三五%
○四〇二・九一 ○四〇二・九九	(略) その他のもの 一 (略) … その他のものうち 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 <u>第二四条</u> <u>第一項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の	三〇%

承認を受けて輸入するもの	二 その他のもののうち	三〇%
独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	(略)	(略)
その他のもの	一 (略)	(略)
く (略)	㊦ バターミルクパウダー その他の固形状の物品のうち	(略)
独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範	一 (略)	(略)

承認を受けて輸入するもの	二 その他のもののうち	三〇%
独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第二四条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	(略)	(略)
その他のもの	一 (略)	(略)
く (略)	㊦ バターミルクパウダー その他の固形状の物品のうち	(略)
独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第二四条第一項に規定する数量の範	一 (略)	(略)

④ 国内で輸入するもの及び
同条第二項に規定する農
林水産大臣の承認を受け
て輸入するもの

(略)

④ (略)

⋮ (略)

⑤ バターミルクパウダー
その他の固形状の物品の
うち

独立行政法人農畜産業振
興機構が畜産経営の安定
に関する法律第一七条第
一項に規定する数量の範
囲内で輸入するもの及び
同条第二項に規定する農
林水産大臣の承認を受け
て輸入するもの

(略)

④ (略)

② (略)

(略) (略)

(略) (略)

④ 国内で輸入するもの及び
同条第二項に規定する農
林水産大臣の承認を受け
て輸入するもの

(略)

④ (略)

⋮ (略)

⑤ バターミルクパウダー
その他の固形状の物品の
うち

独立行政法人農畜産業振
興機構が畜産経営の安定
に関する法律第二四条第
一項に規定する数量の範
囲内で輸入するもの及び
同条第二項に規定する農
林水産大臣の承認を受け
て輸入するもの

(略)

④ (略)

② (略)

(略) (略)

(略) (略)

○四・〇四 ○四〇四・一〇	<p>⑤ バターミルクパウダー その他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>④ (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>く (略)</p> <p>③ 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の</p>
------------------	---

(略) (略)

○四・〇四 ○四〇四・一〇	<p>⑤ バターミルクパウダー その他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第二四条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>④ (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>く (略)</p> <p>③ 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第二四条第一項に規定する数量の</p>
------------------	---

(略) (略)

<p>○四〇四・九〇 ○四・〇五 ○四〇五・一〇</p>	<p>(略) (略) バター (略)</p>	<p>範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>Ⓔ (略)</p> <p>… その他のもの</p> <p>Ⓕ 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律<u>第一七条</u> <u>第一項</u>に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>	<p>(略) (略)</p>
--------------------------------------	------------------------------------	--	--------------------

<p>○四〇四・九〇 ○四・〇五 ○四〇五・一〇</p>	<p>(略) (略) バター (略)</p>	<p>範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>Ⓔ (略)</p> <p>… その他のもの</p> <p>Ⓕ 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律<u>第二四条</u> <u>第一項</u>に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>	<p>(略) (略)</p>
--------------------------------------	------------------------------------	--	--------------------

○四〇五・二〇	<p>㊦ 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律<u>第一七条第一項</u>に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>㊧ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>㊨ 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律<u>第一七条第一項</u>に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>㊩ (略)</p> <p>デリースプレッドのうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機</p>	<p>三五%</p> <p>三五%</p> <p>三五%</p> <p>三五%</p> <p>三五%</p>
---------	--	--

○四〇五・二〇	<p>㊦ 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律<u>第二四条第一項</u>に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>㊧ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>㊨ 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律<u>第二四条第一項</u>に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>㊩ (略)</p> <p>デリースプレッドのうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機</p>	<p>三五%</p> <p>三五%</p> <p>三五%</p> <p>三五%</p> <p>三五%</p>
---------	--	--

○四〇五・九〇

構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

その他のもの

一 (略)

独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

二 その他のもの

㊦ 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に

関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二

三五%

三五%

○四〇五・九〇

構が畜産経営の安定に関する法律第二四条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

その他のもの

一 (略)

独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第二四条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

二 その他のもの

㊦ 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に

関する法律第二四条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二

三五%

三五%

(略)

(略)

㊦

(略)

項に規定する農林水産大臣
の承認を受けて輸入するも
の

(略)

三五%

(略)

(略)

㊦

(略)

項に規定する農林水産大臣
の承認を受けて輸入するも
の

(略)

三五%

○肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）（附則第八条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（肉用子牛等対策費の財源）</p> <p>第十三条 政府は、毎会計年度、当該年度の次に掲げる物品に係る関税（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六条の二第一項第二号イ及びロに掲げる関税を除く。）の収入見込額に相当する金額を、予算で定めるところにより、次条の規定による交付金の交付及び肉用牛生産の合理化、食用に供される家畜の肉（当該家畜を含む。以下「食肉等」という。）の流通の合理化その他畜産の振興に資するための施策（食肉等に係るものに限る。）の実施に要する経費（以下「肉用子牛等対策費」という。）の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の肉用子牛等対策費を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 関稅定率法別表第〇二〇六・一〇号の一及び第〇二〇六・二九号の一に掲げる牛の頬肉及び頭肉</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（肉用子牛等対策費の財源）</p> <p>第十三条 政府は、毎会計年度、当該年度の次に掲げる物品に係る関税（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六条の二第一項第二号イ及びロに掲げる関税を除く。）の収入見込額に相当する金額を、予算で定めるところにより、次条の規定による交付金の交付及び肉用牛生産の合理化、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する食肉（当該家畜を含む。以下「食肉等」という。）の流通の合理化その他畜産の振興に資するための施策（食肉等に係るものに限る。）の実施に要する経費（以下「肉用子牛等対策費」という。）の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の肉用子牛等対策費を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 関稅定率法別表第〇二〇六・一〇号の一及び第〇二〇六・二九号の一に掲げる牛のほほ肉及び頭肉</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

(機構に対する交付金)

第十四条 政府は、機構に対し、第三条第一項に規定する業務、機構法第十条第一号イの業務（これに附帯する業務を含む。次項において同じ。）並びに食肉等についての同条第二号及び第六号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。

2 機構は、前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第一項の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る機構法第十二条第一項の勘定に繰り入れ又は機構法第十条第一号イの業務若しくは食肉等についての同条第二号若しくは第六号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。

第五章 雑則

(削る)

(機構に対する交付金)

第十四条 政府は、機構に対し、第三条第一項に規定する業務、法第二条第一項に規定する指定食肉（以下「指定食肉」という。）についての機構法第十条第一号の業務（これに附帯する業務を含む。次項において同じ。）並びに食肉等についての同条第二号及び第六号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。

2 機構は、前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第一項の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る機構法第十二条第一項の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての機構法第十条第一号の業務若しくは食肉等についての同条第二号若しくは第六号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。

第五章 雑則

(法の適用)

第十五条 第五条第二項に規定する合理化目標価格が定められている場合には、法第三条第四項中「指定食肉」とあるのは「牛肉以外の指定食肉」と、「旨とし」とあるのは「旨とし、指定食肉たる牛肉（当該家畜を含む。）については、その生産条件及び需給事情

(機構法の適用)

第十五条 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十二条第一項中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三条第一項に規定する業務について」と、機構法第十三条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び特別措置法第三条第一項」と、機構法第十五条中「又は第二号」とあるのは「若しくは第二号」と、「勘定」とあるのは「勘定又は特別措置法第三条第一項に規定する業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金若しくは同項第二号の業務として交付する生産者積立助成金」とする。

(区分経理の特例)

第十六条 (略)

2 機構は、機構法第十二条第一項の規定にかかわらず、調整資金

その他の経済事情並びに前会計年度において適用される肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第二項の合理化目標価格を考慮し、その再生産を確保することを旨とし」とする。

(機構法の適用)

第十五条の二 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十二条第一項中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三条第一項に規定する業務について」と、機構法第十三条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び特別措置法第三条第一項」と、機構法第十五条中「又は第二号」とあるのは「若しくは第二号」と、「勘定」とあるのは「勘定又は特別措置法第三条第一項に規定する業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金について」とあるのは「交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金若しくは同項第二号の業務として交付する生産者積立助成金について」とする。

(区分経理の特例)

第十六条 (略)

2 機構は、機構法第十二条第一項の規定にかかわらず、調整資金

の運用若しくは使用に伴い生ずる前事業年度の機構の収入の額又はその見込額の全部又は一部を、第三条第一項に規定する業務又は機構法第十条第一号ロからへまでの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、これらの業務に係る機構法第十二条第一項の勘定に繰り入れることができる。

（事務の区分）

第十八条 第七条第一項、第二項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第一項並びに前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

の運用若しくは使用に伴い生ずる前事業年度の機構の収入の額又はその見込額の全部又は一部を、第三条第一項に規定する業務又は機構法第十条第一号ニからチまでの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、これらの業務に係る機構法第十二条第一項の勘定に繰り入れることができる。

（事務の区分）

第十八条 第七条第一項、第二項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第一項並びに第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（関税暫定措置法の一部改正）</p> <p>第四条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条の三第一項ただし書中「、飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九〇号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「に掲げる物品であつて環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」という。）の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするもの（第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）及び同表の各項に掲げる物品であつて環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認</p>	<p>（関税暫定措置法の一部改正）</p> <p>第四条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条の三第一項ただし書中「、飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九〇号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「に掲げる物品であつて環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」という。）の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするもの（第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）及び同表の各項に掲げる物品であつて環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認</p>

めたもの（第八項において「環太平洋協定原産品」という。）に係る輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（同表第一三項及び第一四項にあつては、当該年度中の当該各項に掲げる経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第八項において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。第八項において同じ。）の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を別表第一の六第一三項及び第一四項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量）に改め、同条第六項中「飼料用麦であつてオーストラリアを「環太平洋協定の我が国以外の締約国」に、「オーストラリア産飼料用麦」を「別表第一の六に掲げる物品であつて締約国産物品」に、「読み替える」を「別表第一の六第一五項」とあるのは「同表第一五項」と読み替える」に改め、同条第八項中「飼料用麦を含む項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「及び」を「並びに」に、「第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「締約

めたもの（第八項において「環太平洋協定原産品」という。）に係る輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（同表第一三項及び第一四項にあつては、当該年度中の当該各項に掲げる経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第八項において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。第八項において同じ。）の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を別表第一の六第一三項及び第一四項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量）に改め、同条第二項第二号中「第二十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第六項中「飼料用麦であつてオーストラリアを「環太平洋協定の我が国以外の締約国」に、「オーストラリア産飼料用麦」を「別表第一の六に掲げる物品であつて締約国産物品」に、「読み替える」を「別表第一の六第一五項」とあるのは「同表第一五項」と読み替える」に改め、同条第八項中「飼料用麦を含む項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「及び」を「並びに」に、「第九条の二第一項の譲許の便益の適用

国産物品の輸入数量及び環太平洋協定原産品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量（同表第一三項及び第一四項にあつては、当該年度の初日から毎月末までの当該各項のオーストラリア協定の規定に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を同表第一三項及び第一四項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量）に改める。

（略）

（削る）

第六条 削除

（独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正）

第九条 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を「締約国産物品の輸入数量及び環太平洋協定原産品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量（同表第一三項及び第一四項にあつては、当該年度の初日から毎月末までの当該各項のオーストラリア協定の規定に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を同表第一三項及び第一四項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量）」に改める。

（略）

別表第一第〇四・〇二項から第〇四・〇五項までの規定中「第二四条第一項」を「第一七条第一項」に改める。

（畜産物の価格安定に関する法律の一部改正）

第六条 （略）

（独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正）

第九条 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号イを次のように改める。

イ 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと。

第十条第五号中、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うこと。

第十一条第一号中「及びロ」を「からハまで」に改め、同条第二号中「前条第五号ニ」を「前条第五号ホ」に改める。

第十二条第一項第四号中「、ロ及びハ」を「からニまで」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第五号中「第十条第五号ニ及びホ」を「第十条第五号ホ及びへ」に改める。

第十条第一号中ロ及びハを削り、ニをロとし、ホをハとし、同号へ中「ホの」を「ハの」に改め、同号へを同号ニとし、同号ト中「への」を「ニの」に改め、同号トを同号ホとし、同号チを同号へとし、同条第二号中「国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び」を削り、同条第五号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うこと。

第十一条第一号中「及びロ」を「からハまで」に改め、同条第二号中「前条第五号ニ」を「前条第五号ホ」に改める。

第十二条第一項第一号中「からハまで」を削り、同項第二号中「第十条第一号ニからチまで」を「第十条第一号ロからへまで」に改め、同項第四号中「、ロ及びハ」を「からニまで」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第五号中「第十条第五号ニ及びホ」を「第十条第五号ホ及びへ」に改める。

第十四条中「第十条第一号イ、ロ及びホからチまで」を「第十条第一号ハからへまで」に改める。

第十七条中「第十条第一号ハの規定により機構が交付する補助金、同号ニ」を「第十条第一号ロ」に改める。

第十八条第一号中「第十条第一号ハ、第二号」を「第十条第二号」に改める。

附則

第五条 削除

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 削除

(削る)

第十三条から第十五条まで 削除

附則

第五条 (略)

(畜産物の価格安定に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関稅定率法の一部改正)

第十条 (略)

(地方自治法の一部改正)

第十条の二 (略)

第十三条 削除

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第十四条 (略)

第十五条
削除